

議事

(1) こども家庭センターの設置について

こども家庭センターの設置について

1 「こども家庭センター」とは

児童福祉法の改正により、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」の機能を一体化し、組織をまたいだ情報共有を徹底、対応の迅速化を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して切れ目ない相談支援が行えるよう、設置に努めなければならないとされた機関です。（参考資料 1）

2 「こども家庭センター」における業務内容

現行の健康づくり課、子育て支援課の業務のうち、「函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱」及び「函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱」に定める事業について関係各課との連携を図り遂行します。（参考資料 1－2）

※児童福祉法第 10 条の 2 及び母子保健法第 22 条の規定に基づく事業

「函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱」

（事業の内容）

第 6 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる母子保健、育児等に関する相談に対応する業務
- (2) 全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援台帳を作成する業務
- (3) 支援が必要な者をサービスに繋ぐ等、積極的に妊産婦等に関与する業務
- (4) 手厚い支援が必要となる者に対し、関係機関と協力して支援プランを策定するとともに、見直しを行い、継続的に支援する業務
- (5) 関係機関との協議の場を設け、支援のネットワークを構築する業務
- (6) 妊産婦等への支援を整備し、支援の体制づくりを行う業務
- (7) その他事業の目的を達成するために必要と認める業務

「函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱」

（業務内容）

第 5 条 支援拠点は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

3 「こども家庭センター」組織について

国からの概要説明では「こども家庭センターにおいては、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整備することが重要と考えており、部署の統一は必ずしも求めている。」とされていますが、組織が一体的で、情報が確実に共有されるよう、組織全体のマネジメントができる責任者である「センター長」1名と母子保健と児童福祉分野双方の知識、経験がある「統括支援員」を1名配置することとされています。

○職員体制(案) センター長

統括支援員

保健師(母子保健):健康づくり課

心理士(児童福祉):子育て支援課

4 センター長及び統括支援員の選任について

○センター長 :母子保健及び児童福祉双方の機能についてマネジメントができる責任者とする。

○統括支援員:母子保健機能及び児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者であり、以下のいずれかに該当すること。

- ・保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者。
- ・母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。
- ・その他、市区町村において上記と同等と認めた者。

※自治体の実情に応じてセンター長が兼務可

※業務マネジメントを行う専任者として配置することが望ましい。

5 「こども家庭センター」設置によるこれまでとの相違点

健康づくり課、子育て支援課でそれぞれ行っている母子保健、児童福祉は現在も情報を共有、連携し支援を行っており、基本的なスタンスは変わりませんが、こども家庭センターに設置される統括支援員によるマネジメントが行われ、合同ケース会議やサポートプランの作成等、母子、児童福祉のみならず、関連機関との連携も図りながらケースへの対応をよりスピーディに効率的に行うことができると考えます。また、児童福祉システムを子育て支援課、健康づくり課、福祉課等関係課で権限をつけ共有することで、担当者が不在であっても迅速な情報確認、対応が可能となります。

なお、児童福祉法によるこどもの概念が18歳までとなることから、こども家庭センターの事務局、統括支援員は子育て支援課に置くこととし、統括支援員による総括、指揮の元、健康づくり課、子育て支援課、また更には関係機関と連携を密にしながら、一体的に効率的にケースに対応していく体制を構築していきたいと考えます。

6 要綱等の整備について

- ・「函南町子ども家庭センター設置要綱」(新規制定)
- ・「函南町子ども家庭センター運営協議会設置要領」(新規制定)
- ・「函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱」(廃止)
- ・「函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱」(廃止)
- ・「函南町子育て世代包括支援推進協議会設置要領」(廃止)

(参考資料 1－3)

発令 昭和22年12月12日法律第164号

最終改正：令和6年6月26日号外法律第69号

改正内容：令和6年6月26日号外法律第69号[令和6年6月26日]

第四節 実施機関

〔市町村が行う業務〕

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

〔こども家庭センターの設置〕

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

〔地域子育て相談機関の整備〕

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
 - (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
 - リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。
 - ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

- ② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- ④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（以下「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

〔児童相談所の設置〕

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律案について

(1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ① 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置及び身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備

(i) 子ども家庭センター

平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターそれぞれの整備に御尽力いただいた結果、着実に整備は進んできており（令和3年4月時点でいずれかが設置されている割合は、全体で9割程度）、また、一体的な運用にも取り組んでいただき、改めて感謝申し上げます。

一方で、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によると、それぞれの相談機関が把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められている。

このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）において、児童福祉法と母子保健法を改正し、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関（以下「こども家庭センター」という。）とすることとしている。こども家庭センターについては、改正法案において市町村は、その設置に努めることとし、また、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行うこととしている。

こども家庭センターは、子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うとともに、下記に記載するサポートプランの作成も担うこととしている。これらを行ううえで、児童福祉・母子保健一体のケース会議の開催など一体的な組織としての情報の共有を行う。また、要対協調整機関としての関係機関との情報共有・調整や、地域における子育て支援の資源（子ども食堂を行うNPO等）の把握・創出・連携体制の構築も担うことを想定している。

その機能を果たすために必要な人員配置と人材確保を図っていく。

なお、「こども家庭センター」は法律上の名称であり、各自治体で独自の名称を付すことも可能である。

※ 子どもや妊産婦等に利用しやすい形となるよう、物理的な場所の一本化等は求めず、組織が一体的で、情報が確実に共有されていればこども家庭センターとすることを想定している。

また、母子保健サービスや子育て支援施策について、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・子どもに確実に支援を届けるためには、支援の体系的なマネジメントが一層重要となる。このため、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成を新たに市町村の業務として位置づけ、こども家庭センターで把握した支援ニーズを確実に支援につなげていくこととしている。

※ 母子保健法令に基づく現行の「支援プラン」は、作成を市町村の業務として位置づけるが、その対象範囲など基本的な枠組みは維持した上で、名称をサポートプランとすることを検討する。

こども家庭センターの設置などの施行は、改正法案では令和6年4月とされているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要である。令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、

- ・ 児童福祉と母子保健の相談機関を一体的に整備した場合の整備費・改修費について補助率を嵩上げして（国9/10負担）支援を行うほか、
- ・ 現行の補助事業を維持しつつ、児童福祉・母子保健双方の業務を一体的に行うための統括支援員の配置に要する費用について支援を行う

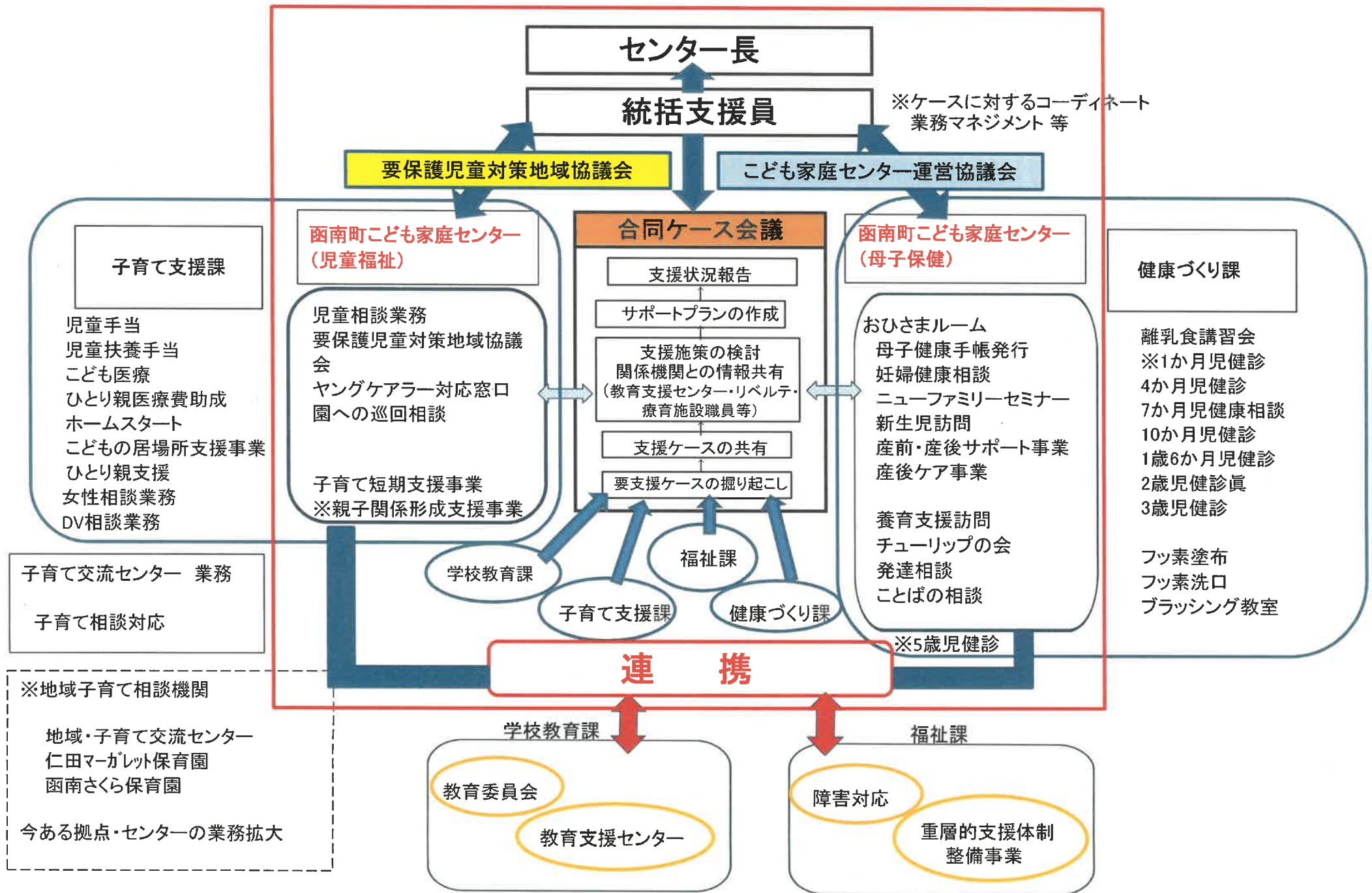
こととしており、各都道府県におかれては、管内市町村において出来る限り早期にこども家庭センターの整備が図られるよう、各市町村に対して、補正予算の活用について働きかける等、格別の配慮をお願いしたい。

このほか、支援を確実に受けられるようにするためには、妊娠時に早期に支援に繋がる環境を整えていくことが重要である。特に、健診未受診の妊婦等、社会から孤立した妊婦に対しては、家庭訪問によるアウトリーチ型の状況把握の取組を推進することが重要である。

このため、令和3年度補正予算において、虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として、妊婦健診未受診の妊婦等の家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握する「妊婦訪問支援事業」を新たに創設しているため、積極的に取組

函南町こども家庭センター

参考資料1-2





函南町告示第 号

函南町こども家庭センター設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町長 仁科 喜世志

函南町こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、町内に在住する全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもの包括的な支援体制を行うものとして、函南町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 こども家庭センターの対象者は、町内に在住する全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもとする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

(業務)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施することとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく業務
- (3) その他町長が特に必要と認める業務

(組織)

第4条 こども家庭センターの事務局は厚生部子育て支援課に設置し、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) こども家庭支援員
- (4) 保健師
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める職員

(協議会)

第5条 こども家庭センターに、函南町こども家庭センター運営協議会を設置する。

(守秘義務)

第6条 こども家庭センターの職員等は、職務上知り得た対象者の個人情報及び秘密等を保護し第三者に漏らしてはならず、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱（令和5年告示第18号）及び函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成29年告示第23号）は、廃止する。



函南町告示第 号

函南町こども家庭センター運営協議会設置要領を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町長 仁科 喜世志

函南町こども家庭センター運営協議会設置要領

(設置)

第1条 函南町こども家庭センター設置要綱（令和7年函南町告示 号。以下「要綱」という。）第 条第 項 号の規定により、町と関係機関の連携を深め、利用者に対する適切なサービスの提供を図ることを目的として、函南町こども家庭センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事務は、函南町こども家庭センターが行なう事務等（以下「事務等」という。）の運営に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 母子保健及び児童福祉の相談支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 妊娠期から子育て期までの支援に関すること。
- (3) 事業の活動報告に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関から選出された者を町長が委嘱する。

- (1) 静岡県東部健康福祉センター
- (2) 静岡県東部児童相談所
- (3) 函南町民生委員・児童委員協議会
- (4) 産前・産後サポート事業受託機関
- (5) 産後ケア事業受託医療機関
- (6) 子育て支援事業関係機関
- (7) 教育支援センター
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充による場合は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、こども家庭センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この告示施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、施行日から2年後の3月31日までとする。

3 函南町子育て世代包括支援推進協議会設置要領（平成29年告示第25号）は、廃止する。

函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する様々な悩みについて、身近な場所で保健師等が専門的な見地から支援を行う函南町子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函南町とする。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、函南町健康づくり課（函南町保健福祉センター内）とする。

(職員の配置)

第4条 事業に、母子保健に関する専門知識を有する保健師等の専門職を置く。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する妊産婦並びに子ども及びその保護者（以下「妊産婦等」という。）
- (2) その他支援が適当と認められる者

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる母子保健、育児等に関する相談に対応する業務
 - (2) 全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援台帳を作成する業務
 - (3) 支援が必要な者をサービスに繋ぐ等、積極的に妊産婦等に関与する業務
 - (4) 手厚い支援が必要となる者に対し、関係機関と協力して支援プランを策定するとともに、見直しを行い、継続的に支援する業務
 - (5) 関係機関との協議の場を設け、支援のネットワークを構築する業務
 - (6) 妊産婦等への支援を整備し、支援の体制づくりを行う業務
 - (7) その他事業の目的を達成するために必要と認める業務
- (函南町子育て世代包括支援推進協議会の設置)

第7条 関係機関と妊産婦等への支援のネットワークを構築するため、函南町子育て世代包括支援

推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（秘密保持）

第8条 事業に従事する者は、子ども及び妊産婦等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置、組織、運営等について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）に基づき、全ての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、支援拠点を設置する。

(設置場所)

第3条 支援拠点は、厚生部子育て支援課に置く。

(対象)

第4条 支援の対象は、町内に居住する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 支援拠点は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

(職員配置等)

第6条 支援拠点に、次の職員を置く。

- (1) 子ども家庭支援員 常時2名
- (2) その他町長が必要と認める職員

2 子ども家庭支援員の職務及び資格等は、国要綱に定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

改正

令和3年2月4日告示第10号

函南町子育て世代包括支援推進協議会設置要領

(設置)

第1条 函南町健康づくり推進協議会規則(昭和54年函南町規則第3号)第3条第5号及び函南町子育て世代包括支援センター事業実施要綱(平成29年函南町告示第23号。以下「要綱」という。)第7条の規定により、町と関係機関の連携を深め、利用者に対する適切なサービスの提供を図ることを目的として、函南町子育て世代包括支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事項は、函南町子育て世代包括支援センター事業(以下「事業」という。)に関連する次に掲げる事項とする。

- (1) 母子保健相談支援に係る情報共有、支援内容等に関すること。
- (2) 妊娠期から子育て期までの支援に関すること。
- (3) 事業の活動報告に関すること。
- (4) 第7条の規定によるケース検討会議からの報告に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関から選出された者を町長が委嘱する。

- (1) 静岡県東部健康福祉センターこども家庭課
- (2) 静岡県東部児童相談所
- (3) 民生委員・児童委員協議会
- (4) 産前・産後サポート事業受託機関
- (5) 産後ケア事業受託医療機関
- (6) 子育て支援課及び福祉課
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充による場合は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会の円滑な運営を資するため、協議会にケース検討会議を置く。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、個別の対象者（要綱第5条に規定する対象者をいう。以下同じ。）に対する支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 個別の対象者の状況及び課題に関すること。

(2) 個別の対象者に対する支援の経過及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

(3) 個別の対象者の支援計画と役割分担の決定に関すること。

(4) その他ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項

2 ケース検討会議は、次に掲げる者のうちから、ケース検討会議において検討される案件に関連する委員をもって構成する。

(1) 静岡県東部児童相談所の職員

(2) 民生委員・児童委員協議会 担当地区委員

(3) 産前・産後サポート事業受託機関担当者

(4) 産後ケア事業受託医療機関担当者

(5) 福祉課担当者

(6) 子育て支援課担当者

(7) その他会長が必要と認める者

3 ケース検討会議は、会長が必要に応じて招集し、会長の指名する者がその議長となる。

4 ケース検討会議の議長は、必要と認めるときは、ケース検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 ケース検討会議の議長は、ケース検討会議において検討された第1項各号の事項について、協

議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、厚生部健康づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月4日告示第10号)

この要領は、告示の日から施行し、令和3年2月21日から適用する。